道州制特区推進法に基づく国への新たな提案(概要)

H19.12 北海道

提案項目

地域医療の確保について

- ○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事へ の変更
 - ・地域医療を担う医師を育成する札幌医科大学の定員数を地域で決めることができるよう、 定員の変更に必要な学校教育法に基づく学則変更の届出先を国から道に変更するよう提案 します。
- 〇労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大
 - ・労働者派遣法により対象とされていないへき地において、民間病院等の医師が地域医療に 従事することができるようにするよう提案します。
- 〇地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大
 - ・地方公務員派遣法により対象とされていない病院や診療所において、医師である道職員等が地域医療に従事することができるようにするよう提案します。

食の安全・安心の確保について

- OJAS法に基づく監督権限の移譲
 - ・食品などの品質表示に関して、違反した道内業者に対する指示は道、最終権限である措置命令は国とに分かれている指示・監督権限などについて、通報から措置命令まで、北海道が一貫した対応ができるよう提案するとともに、この提案により国から道に権限等の移譲がなされた場合、当該事務の実施に必要な財源を国から道に交付金として措置することを提案します。

くらしの安全・安心の確保について

- ○水道法に基づく監督権限の移譲
 - ・給水人口5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が2万5千トンを超える水道用水供給事業は国、それ以下は道とに分かれている指導・監督権限について全て道に移譲し、道内における水道事業等の指導監督は全て道が行うことができるよう提案するとともに、この提案により国から道に権限等の移譲がなされた場合、当該事務の実施に必要な財源を国から道に交付金として措置することを提案します。

道州制特区提案の状況 資料2

	区分	権限移譲	税財源	関与廃止	条例範囲拡大	その他法令の定角改善を	国への提案時期等
地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学 則変更届出先の知事への変更 労働者派遣法に基づく医師派遣地域の 拡大 地方公務員派遣法に基づく医師派遣先 の拡大			0	0		10/13 第1回答申 12/12 道議会議決 12/19 国へ正式提案
食の安全・安心 くらしの安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲 水道法に基づく監督権限の移譲	0	0				
環境	国土利用の規制権限等の移譲 人工林資源の一体的な管理体制の構築 森林関係審議会の統合 廃棄物処理法に基づく権限の移譲	0 0 0			0 0		
観光	特定免税店制度の創設 国際観光振興業務特別地区の設定 企業立地促進法に基づく権限の移譲 外国人人材受入れの促進 地域限定通訳案内士試験における裁量 の拡大	0	0	0	0	0 0	12/18 第2回答申 (3月提案 見込み)
地方自治	町内会事業法人制度の創設 法定受託事務の自治事務化			0	0	0	

(注)「権限移譲」等の分類は、提案の代表的な性格を参考までに分類したものであり、確定したものではない。

地域医療対策

地域での臨床研修義務化

潜在医師・外国人医師の招致

診療報酬の地方勤務加算

保健師、助産師、看護師養成施設 の指定権限の移譲

病院、診療所の人員及び施設の基 準を条例で規定

経済振興対策

自由貿易地域の指定

カジノの整備

トラックコンテナの国際基準化

民宿での簡易殺菌牛乳の提供

時差・サマータイムの導入

空港・港湾でのCIQ業務の移譲

酒造免許付与権限の移譲

宿泊施設の共同での自家用車によ る有料送迎

民宿での簡易殺菌牛乳の提供

ビザ発給要件の緩和

道民提案 288件

(平成19年12月15日現在)

環境保全

バイオ燃料生産業務特別地区にお ける投資減税

游休農地を活用したバイオ燃料生 産

農林水産業の振興

国、道、森林組合等の森林管理の 一元化

自家用貨物自動車の車検延長

地域振興対策

政令市等の法定要件緩和

道路、河川などの国直轄事業に係る 負担金制度の廃止

土地利用規制

市街地調整区域などの用途制限緩和

漁業施設用地の変更協議や都市計画 事業の補助採択に係る関与の縮小

祉

介護サービス事業所等の指定基準 を条例で規定

NPO法人等への寄付金の損金処 理制度

福祉有償運送の規制緩和

教 育

教育課程の編成を弾力化する研究 開発学校の指定権限の移譲

(注) これらは、これまで寄せられた道民提案の中から「北海道道州制提案検討委員会」において検討予定の主な項目を抽出したもの。

道から市町村への事務・権限の移譲について

1. これまでの取り組み

平成12年4月 地方分権一括法施行

●「条例による事務処理の特例」の制度が創設。

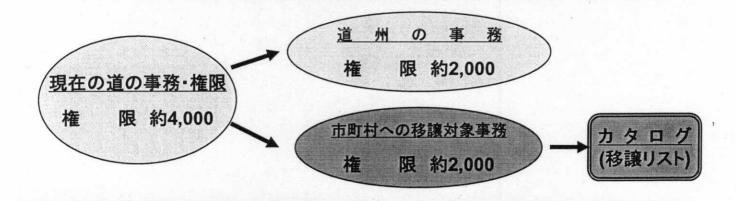
知事の権限に属する事務を市町村との協議の上で、市町村に移譲する仕組み

平成13年2月「道から市町村への権限移譲計画」策定

- ●市町村の意向調査等に基づき移譲対象を決定。
- ●平成17年4月1日までに29の事務が全部又は一部の市町村に移譲。

平成17年3月「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」策定

- ●道州制の実現に向けて、国・道州・市町村との役割分担を展望し、将来、市町村が担うべき事務・権限の移譲を推進。
- 2. 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」の特徴
 - ◆将来、市町村が担うべき事務・権限をカタログ(移譲リスト)化



- ◆市町村がカタログから選んだ要望に応じて移譲
- ◆仕事の量に見合った財源をセットで移譲(交付金)